

判例時報3月1日号 (No.2356)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	121	東京高判H29.1.18 (電子マネー不正使用金返還請求控訴事件) [確定]	電子マネーサービスを提供する事業者には、同サービスの不正利用を防止するために登録会員が採るべき措置について 適切に約款等で規定し、それを周知する注意義務がある とした上、それを怠ったとして事業者に不法行為責任を認めた事例。 (事案) 携帯電話の電子マネーサービスの利用者が携帯電話を紛失し、携帯電話の通信サービスの停止をしたにもかかわらず、電子マネーサービスの利用停止はされていなかったために、クレジット代金の請求を受けた事件	・原審からの逆転事件 (但し、楽天edy社に係る部分のみ) ・本判決は、電子マネーサービスを提供する事業者の注意義務について、約款等に記載し、周知させる義務があることを認めた事例であり、新規性がある。 ・民法 (債権関係) 改正の新設規程である、約款規定に関連して、 約款の効力 (特に周知性) については、注目すべき一事例である。

判例時報3月11・21日合併号 (No.2357・2358)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	3	最判H29.11.16 (再生債権査定異議事件) [上告棄却] 民集71巻9号掲載予定	再生債務者が無償行為若しくはこれと同視すべき有償行為の時に債務超過であること又はその無償行為等により債務超過になることは、 民事再生法127条3項の無償行為否認の要件とならない。 根拠：条文の文言にない。専ら行為の内容及び時期に着目した特殊な否認類型である (体系的整理として詐害行為否認の一類型として位置づけられているからといって、債務超過等を要件とするものではない)。	再生手続において無償行為否認をするに当たり、再生債務者の債務超過等を要するか否かについては、その判断を示した最高裁判例は過去に存在しない。下級審で公表された裁判例としても、名古屋高判H17.12.14のほか存在しない。 本判決は、民事再生法127条3項の要件に関するものであるが、破産法160条3項及び会社更生法86条3項の各否認権行使の要件にも影響を与えるものであり、実務上、理論上、重要な意義を有する。

* 民事再生法127条 (再生債権者を害する行為の否認)

次に掲げる行為 (担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。) は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

1・2 (略)

3 再生債務者が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる